

平成22年7月1日

お客様 各位

昭和信用金庫

暴力団排除条項の導入についてのお知らせ

当金庫では、平成19年6月に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ平成22年7月1日より、預金規程及び信用金庫取引約定書等に反社会的勢力を排除する旨の条項(暴力団排除条項)を導入致しました。

暴力団排除条項とは、お客さまが暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合には、当金庫の判断により取引の停止または契約の解除が出来ることを定めた条項です。当金庫では、今後も反社会的勢力との関係遮断に取り組んでまいりますので何卒、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上